

監査報告書

令和3年5月13日

学校法人 静岡精華学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 静岡精華学園

監事 鈴木淑乃 

私は、学校法人静岡精華学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上